

とあるのは「新相続税法」と、同条第二項第一号中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十五条第一項」と、同項第三号中「又は第五項」とあるのは「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「若しくは第五項」とあるのは「若しくは第五項」とあるのは「新相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、「平成十三年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」と、同項第二号中「又はこの項」とあるのは「若しくはこの項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」と、同項第二号中「又はこの項」とあるのは「若しくはこの項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）」とあるのは「新相続税法」による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第八項から第十項までの規定中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第十五項中「相続税法」とあり、及び「同法」とあるのは「新相続税法」と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）」附則第二十三条第八項（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「並びに旧租税特別措置法」とする。

一 旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の贈与をした者に係る新相続税法第二十二条の九第五項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二 旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を贈与により取得した日の属する年中において、当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与を受けた財産について新相続税法第二十二条の九第二項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

9 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けた者は、贈与により同項の住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後四年内に当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与により財産を取得した場合には、当該取得をした日の属する年中の贈与について、新相続税法第二十二条の九第二項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出することができない。

10 新租税特別措置法第七十条の四（第六項を除く。）の規定は、平成十五年一月一

日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

111 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第一百二十四条 新租税特別措置法第五章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九イ)に掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

3 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九ロ)に掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4 個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が、施行日前に同条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権に関する登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条中「平成十五年十二月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」と、「千分の十八」とあるのは、「千分の六」とする。

6 林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の三第二項の都道府県知事のあつせんにより取得した森林に係る土地の所有権に關し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許

税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「千分の二十五」とあるのは、「千分の八」とする。

7 農業共済組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第五項の権利義務の承継又は同条第六項の合併により取得した不動産の所有権に關し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、これらの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」と、「千分の六」とあるのは、「千分の二」と、同条第六項中「千分の二」とあるのは、「千分の〇・五」とする。

8 施行日前に漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第四条第二項の都道府県知事の認定を受けた漁業協同組合が合併をした場合には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の〇・五

三 船舶の所有権の移転の登記 千分の二

9 旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定事業者又は認定活用事業者が、施行日前に受けた同項に規定する認定により同項各号に掲げる事項に關し、施行日以後に受ける同項に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号イ中「千分の三十五」とあるのは、「千分の十」と、同項第五号中「千分の二」とあるのは、「千分の三（不動産の所有権の取得にあつては、千分の一）」とする。

10 旧租税特別措置法第八十一条に規定する場合に同條に規定する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、平成十八年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日までの」とあるのは、「平成十八年三月三十一日までの」と、「千分の九」とあるのは、「千分の四」とする。

第一百一十五条 平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった酒税法第二条第四号に規定する合成清酒又は旧酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税について、なお従前の例による。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年五月一日前に課した、又は

課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の四に規定する発泡酒に係る酒税について、なお従前の例による。

3 [平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった新酒税法第三条第七号に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。]

(清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第一百一十六条 平成十五年四月一日から同月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定する発泡酒に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第二十二条第一項第十号イ(1)」とあるのは、「第八十七条の四第一項第一号」と、「及び次条」とあるのは「並びに次条及び第八十七条の四」とする。

(酒税の特例に関する罰則に係る経過措置)

第一百一十七条 第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第一百一十五条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税の特例に関する一般的経過措置)

第一百一十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第一百一十九条 平成十五年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が平成十五年七月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書

類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項又は第四項の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第一百三十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十五年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十二条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

(手持品課税)

第一百三十一条 平成十五年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課す。

- 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百十円
- 二 たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ 千本につき百九十五円

前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）とともに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第一条第一項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量
- 二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

- 3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第七条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

- 4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国

に納付しなければならない。

5 | 前項の規定は、同項に規定する第一項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 | 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税關長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 | 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合については、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

— 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定

めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 | たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規定は、第一項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 | 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。
10 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(たばこ税の特例に関する経過措置)

第一百三十二条 第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

2 | 第十二条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、第十二条の規定の施行後に新租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同条第五項の規定を適用する。

3 | 第十二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十四条 第十三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十一項の規定は、連結親法人

又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十五条 第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等については、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部改正)

第一百三十七条 災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 酒類又は製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の製造者(石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油又はガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。以下この条において同じ。)又は販売業者(石油製品の販売業者を含む。以下この条において同じ。)が販売のために所持するこれらの物(石油製品を含む。)で酒税又はたばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油石炭税を課せられたものが災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、政令の定めるところにより、当該災害により亡失し、滅失し、又はそ

第七条 酒類又は製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油若しくはガス状炭化水素の製造者(石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素の採取者とする。以下この条において同じ。)又は販売業者(石油製品の販売業者を含む。以下この条において同じ。)が販売のために所持するこれらの物(石油製品を含む。)で酒税又はたばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油石炭税を課せられたものが災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、政令の定めるところにより、当該災害により亡失し、滅失し、又はそ

亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた酒類又は製造たばこ、揮発油又は製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油、石油製品若しくはガス状炭化水素若しくは石炭（以下「被災酒類等」と総称する。）について課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額（被災酒類等について当該製造者又は販売業者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされたときは、その補てんされた金額に応じ政令の定めることにより計算した金額を控除した金額）を当該被災酒類等に係る酒税等の納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額から、それぞれ控除する。ただし、当該納税義務者が当該製造者又は販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、当該製造者又は販売業者が当該納税義務者の負担により当該被災酒類等について損失を受けた金額を限度とする。

② 前項の規定は、被災酒類等について酒税法第三十条第一項若しくは第五項、たばこ税法第十六条第一項若しくは第五項、揮発油税法第十七条第一項若しくは第四項、地方道路税法第九条第一項（揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分に限る。）、石油ガス税法第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は石油石炭税法第十二条第一項若しくは第四項の規定の適用がある場合においては、これを適用しない。

③・④ 省略

（災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十八条 前条の規定の施行前に石油税を課せられた原油、石油製品又はガス状炭化水素が同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合には、当該原油、石油製品又はガス状炭化水素については、石油石炭税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

（国税徵收法の一部改正）

第一百三十九条 国税徵收法の一部を次のように改正する。

（定義）

の本来の用途に供することができない状態になつた酒類又は製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油、石油製品若しくはガス状炭化水素（以下「被災酒類等」と総称する。）について課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額（被災酒類等について当該製造者又は販売業者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされたときは、その補てんされた金額に応じ政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）を当該被災酒類等に係る酒税等の納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額から、それぞれ控除する。ただし、当該納税義務者が当該製造者又は販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、当該製造者又は販売業者が当該納税義務者の負担により当該被災酒類等について損失を受けた金額を限度とする。

② 前項の規定は、被災酒類等について酒税法第三十条第一項若しくは第五項、たばこ税法第十六条第一項若しくは第五項、揮発油税法第十七条第一項若しくは第四項、地方道路税法第九条第一項（揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分に限る。）、石油ガス税法第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は石油石炭税法第十二条第一項若しくは第四項の規定の適用がある場合においては、これを適用しない。

③・④ 同上

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

一・二 省 略

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及
び石油石炭税をいう。

四・十三 省 略

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国
税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、
当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基準となつた国税
に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定
されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権によ
り担保される債権に次いで徴収する。

一・三 省 略

四 相続税法第三十五条第二項（申告書の提出期限前の決定等）の規定による更
正又は決定により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税 その更正通知
書又は決定通知書を発した日

四・二・十 省 略

2・4 省 略

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十条 前条の規定（第二条第三号の改正規定に限る。以下この条において同じ
。）による改正後の国税徴収法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又
は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課
されるべき、又は納付すべきであった石油税については、なお從前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第一百四十二条 国税通則法の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

第二条 同 上

一・二 同 上

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及
び石油税をいう。

四・十三 同 上

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 同 上

四 相続税法第三十五条第二項（申告書の提出期限前の決定等）の規定による決
定又は更正により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税 その決定通知
書又は更正通知書を発した日

四・二・十 同 上

2・4 同 上

(定義)

第一条 同 上

一五 省略

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關する法律の規定により次に掲げるいづれかの事項その他當該事項に關し必要な事項を記載した申告書を以い、國税に關する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいづれかの事項を記載したものと含むものとする。

イ・ロ 省略

ハ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額若しくは連結欠損金額でその年又はその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）若しくはその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第一項又は第八十一条の九第一項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち

、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八条号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前連結事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎となることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

二二・一 省略

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条 省略

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十一号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一五 同上

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關する法律の規定により次に掲げるいづれかの事項その他當該事項に關し必要な事項を記載した申告書を以い、國税に關する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいづれかの事項を記載したものと含むものとする。

イ・ロ 同上

ハ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額若しくは連結欠損金額でその年又はその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）若しくはその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第七項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち

、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八条号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前連結事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

二二・一 同上

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条 同上

2 同上

一・二 省略

三 法人税 事業年度（連結所得に対する法人税については連結事業年度とし、法人税法第二条第一項第三号の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。）の終了の時

四・十四 省略

3 省略

第一百四十二条 国税通則法の一部を次のように改正する。

（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四・五 省略

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものと含むものとする。

イ・ロ 省略

ハ 次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

(1) 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とができるもの

(2) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）若しくはその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項第三号若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業

一・二 同上

三 法人税 事業年度（法人税法第二条第十八条の四（定義）に規定する連結所得に対する法人税については連結事業年度とし、同法第二十九号の三に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。）の終了の時

四・十四 同上

3 同上

（定義）

第二条 同上

一・二 同上

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

四・五 同上

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものと含むものとする。

イ・ロ 同上

ハ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額若しくは連結欠損金額でその年又はその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）若しくはその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項第三号若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業

の（同法第五十七条第一項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八条の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの。

(3) 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

二へ省略

七省略

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法若しくは相続税法の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徵収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イニシ省略

九・十省略

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条省略

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一六省略

七 消費税等 課税資産の譲渡等（消費税法第一条第一項第九号（定義）に規定

年度分、翌計算期間以後の計算期間分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八条の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徵収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イニシ同上

二へ同上

七同上

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条同上

一六同上

七 消費税等 課税資産の譲渡等（消費税法第一条第一項第九号（定義）に規定

する課税資産の譲渡等をいう。) をした時又は課税物件の製造場(石油ガス税

については石油ガスの充てん場とし、石油石炭税については原油又はガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。) からの移出若しくは保税地域からの引取りの時

時

八〇十四 省略

3 省略

(繰上請求)

第三十八条 省略

2 省略

3 第一項各号のいづれかに該当する場合において、次に掲げる国税(納付すべき税額が確定したもの)を除く。) でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む。)前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

1・二 省略

三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項(課税資産の譲渡等についての中間申告)の規定による申告書に係る消費税

4 省略

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条

第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行ふ場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第三号に掲げる国税については、政令で定め

する課税資産の譲渡等をいう。)をした時又は課税物件の製造場(石油ガス税については石油ガスの充てん場とし、石油税については原油又はガス状炭化水素の採取場とする。)からの移出若しくは保税地域からの引取りの時

八〇十四 同上

3 同上

(繰上請求)

第三十八条 同上

2 同上

3 第一項各号の一に該当する場合において、次に掲げる国税(納付すべき税額が確定したもの)を除く。) でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む。)前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

1・二 同上

三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項(課税資産の譲渡等についての中間申告)の規定による申告書に係る消費税

4 同上

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 同上

第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行ふ場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第三号に掲げる国税については、政令で定め

る期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立

した国税(消費税及び政令で定めるものを除く。)で、納期限(納税の告知が

されていない源泉徴収による国税については、その法定納期限)がその損失を

受けた日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ 源泉徴収による国税並びに申告納税方式による消費税等(保税地域からの引取りに係るものにあつては、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)

一 第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付)の規定により納付すべき石油石炭税に限る。)、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税及び印紙税 その災害のやんだ日の属する月の末日

ロ 省略

二・三 省略

257 省略

(延滞税)

第六十条 省略

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等(石油石炭税法第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付)の規定により納付すべき石油石炭税を除く。)その他政令で定める国税については、政令で定める日)の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額

に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3・4 省略

(過少申告加算税)

第六十五条 省略

一 同上

イ 源泉徴収による国税並びに申告納税方式による消費税等(保税地域からの引取りに係るものにあつては、石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)第

十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税に限る。)、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税 その災害のやんだ日の属する月の末日

ロ 同上

二・三 同上

257 同上

(延滞税)

第六十条 同上

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等(石油税法第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税を除く。)その他政令で定める国税については、政令で定める日)の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3・4 同上

(過少申告加算税)

第六十五条 同上

2 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ・ロ 省略

ハ 相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十一条の十五第三項及び第二十二条の十六第四項（相続時精算課税に係る贈与税相当額の控除）の規定による控除をされるべき金額

二 省略

4・5 省略

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第一百四十三条 前条の規定（第二条第三号、第五十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税通則法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付しうる改収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第一百四十四条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十条 省略

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別

3 2 同上

一 同上

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ・ロ 同上

ハ 相続税法第二十一条（在外財産に対する相続税額の控除）又は第二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）の規定による控除をされるべき金額

4・5 同上

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十条 同上

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別

税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 省略

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一條 省略

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 省略

(申告及び納付等)

第十二條 省略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の二百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十六に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の七十七に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百一十三に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じ

税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百三十二に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百六十八に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 同上

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一條 同上

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百三十二に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百六十八に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 同上

(申告及び納付等)

第十二條 同上

2 同上

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の二百三十二に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百六十八に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じ

て計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百四」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百九十六」とする。

3 租税特別措置法第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の七十七」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百一十三」とする。

4 省略

(還付及び充当)

第十六條 省略

2 省略

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 省略

(還付加算金)

第十七條 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一條第一項及びたばこ税法

第十六條の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 省略

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十五条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第一一四号)の一部

て計算した金額の千分の二百三十二に相当する金額及び千分の七百六十八に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百三十二」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百六十八」とあるのは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百三十二」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百六十八」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 同上

(還付及び充当)

第十六條 同上

2 同上

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の二百三十二に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百六十八に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の二百三十二に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百六十八に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 同上

(還付加算金)

第十七條 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一條第一項及びたばこ税法

第十六條の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百三十二に相当する金額及び千分の七百六十八に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 同上

を次のように改正する。

附 則

(割賦販売等に関する経過措置)

第十七条 省略

254省略

5 前二項の規定の適用については、これらの項の確定申告書には、租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項（同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）又は同法第四十一条の十五第五項において準用する新所得税法第六百二十三条第一項（新所得税法第六百六十六条规定において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含むものとする。

6省略

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十六条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附 則

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十八条 省略

255省略

6 第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、新租税特別措置法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下この項から第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十一月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日）とあるのは「六年間の各年（同日」と、新租税特別措置法第四十一条の二第一項

附 則

(割賦販売等に関する経過措置)

第十七条 同上

254同上

5 前二項の規定の適用については、これらの項の確定申告書には、租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項（同法第三十七条の十三第七項において準用する場合を含む。）において準用する新所得税法第六百二十三条第一項（新所得税法第六百六十六条规定において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含むものとする。

6同上

附 則

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十八条 同上

255同上

6 第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、新租税特別措置法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十一月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日）とあるのは「六年間の各年（同日」と、新租税特別措置法第四十一条の二第一項中「（以下